

認可外の居宅訪問型保育事業者 の基準等の現状等

令和元年 7 月 4 日

認可外保育施設の現状①

(出典：平成29年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

1. 施設数・事業所数

	ベビーホテル	事業所内保育施設	ベビーシッター	その他の認可外保育施設	合計
届出施設数	1,347か所	1,786か所	1,977か所 〔事業者：327 個人：1,650〕	4,556か所	9,666か所

※ ベビーシッターの「事業者」はベビーシッターを雇用等して事業を実施しているもの、「個人」は個人でベビーシッター事業を実施しているものをいう。

2. 立入調査の実施状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
届出対象施設①	1,347か所	1,786か所	4,556か所	7,689か所
立入実施施設②	954か所	1,005か所	3,373か所	5,332か所
実施率(②/①)	71%	56%	74%	69%

※ 認可外保育施設のうち届出対象施設については、指導監督基準において年1回以上立入調査を行うことを原則としている。

※ ベビーシッターについては、指導監督基準上、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行うこととしていることから、施設数・事業所数、利用児童数のみ把握している。

3. 指導監督基準の適合状況

	ベビーホテル	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	合計
立入実施施設③	954か所	1,005か所	3,373か所	5,332か所
基準適合施設④	401か所	614か所	1,910か所	2,925か所
基準適合率(④/③)	42%	61%	57%	55%

認可外保育施設の現状②

4. 入所児童数

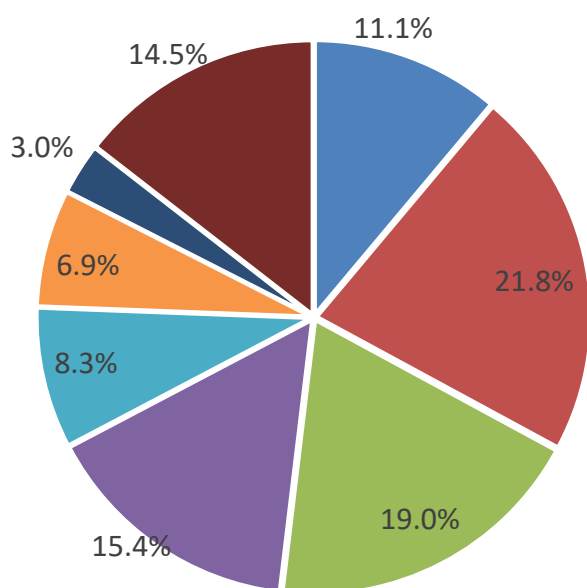
	合 計			
	0～2歳	3歳以上	年齢不詳	
ベビーホテル	23,171人	13,335人 (58%)	9,791人 (42%)	45人 (0%)
事業所内保育施設	77,296人	53,926人 (70%)	23,153人 (30%)	217人 (0%)
うち院内保育施設	49,959人	34,307人 (68%)	15,457人 (31%)	195人 (0%)
認可外の居宅訪問型保育事業	3,051人	1,714人 (56%)	1,326人 (43%)	11人 (0%)
その他の認可外保育施設	117,335人	61,730人 (52%)	55,349人 (47%)	256人 (0%)
計	220,853人	130,705人 (59%)	89,619人 (41%)	529人 (0%)

※ 届出対象外施設を含めた入所児童数。()内は年齢別の割合。

認可外の居宅訪問型保育事業者の年齢別利用児童数と設置主体の状況

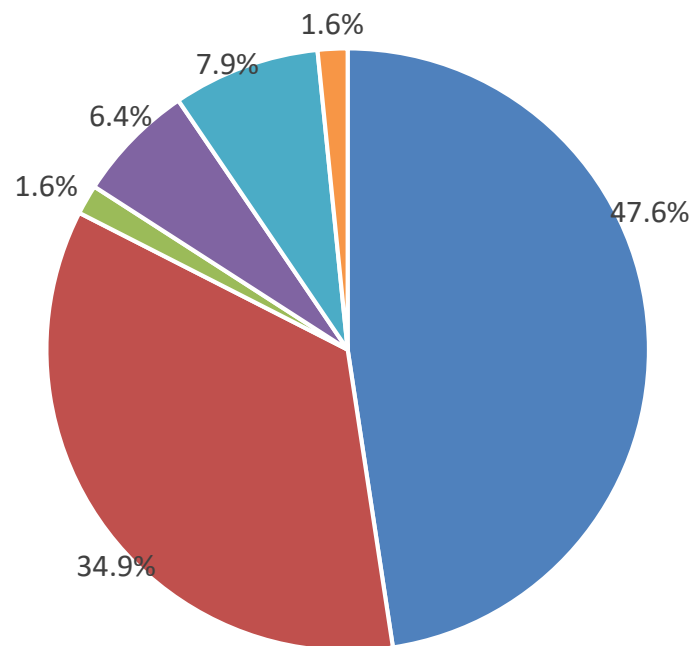
- 利用児童の年齢は0～2歳の割合が高く、全体の56%を占めている。
- 3歳～6歳（就学前）の児童は43%。
- 設置主体は個人が47.6%と最も多く、次いで株式会社が34.9%となっている。

年齢別利用児童数



- 0歳
- 1歳
- 2歳
- 3歳
- 4歳
- 5歳
- 6歳(就学前)
- 学童

設置主体の状況



- 個人
- 株式会社
- 社会福祉法人
- NPO法人
- その他法人
- 任意団体

各自治体における認可外の居宅訪問型保育事業者の状況

		千葉県	東京都	長野県	山口県
認可外の居宅訪問型保育事業	件数 (※1)	法人 9 個人 122 (H31年1月末時点)	法人 151 個人 1722 (H31年1月末時点)	法人 1 個人 6 (H31年1月末時点)	法人 1 個人 0 (H31年1月末時点)
	公表状況	非公開	都ホームページで公開 ・法人：詳細に掲載 ・個人：届出総件数のみ	県ホームページで公開 (年1回更新)	県ホームページで公開 (毎月1回更新)
	研修	実施 (居宅訪問型特化ではなく、 認可外保育施設全般対象)	実施	実施 (居宅訪問型特化ではなく、 認可外保育施設全般対象)	実施 (居宅訪問型特化ではなく、 認可外保育施設全般対象)
	立入調査	未実施 (問題が発生した場合 のみ個別対応)	未実施 (問題が発生した場合 のみ個別対応)	必要と判断する場合に 実施	年1回実施 (法人事業所)
認可の居宅訪問型 保育事業の状況	なし	8法人 (30年9月末時点) ※研修や監査については 市区町村による。	なし	なし	
自治体独自の取組	—	ベビーシッター利用者 支援事業の実施	—	—	

(※1) 各都道府県内に指定都市・中核市がある場合は、当該市域の事業者を除く。

認可外の居宅訪問型保育事業者の保育従事者の状況

- 認可外の居宅訪問型保育事業者の保育従事者数は537人で、うち保育士数は約半数の263人。

認可外の居宅訪問型保育事業者の保育従事者（実人数）の状況（人）

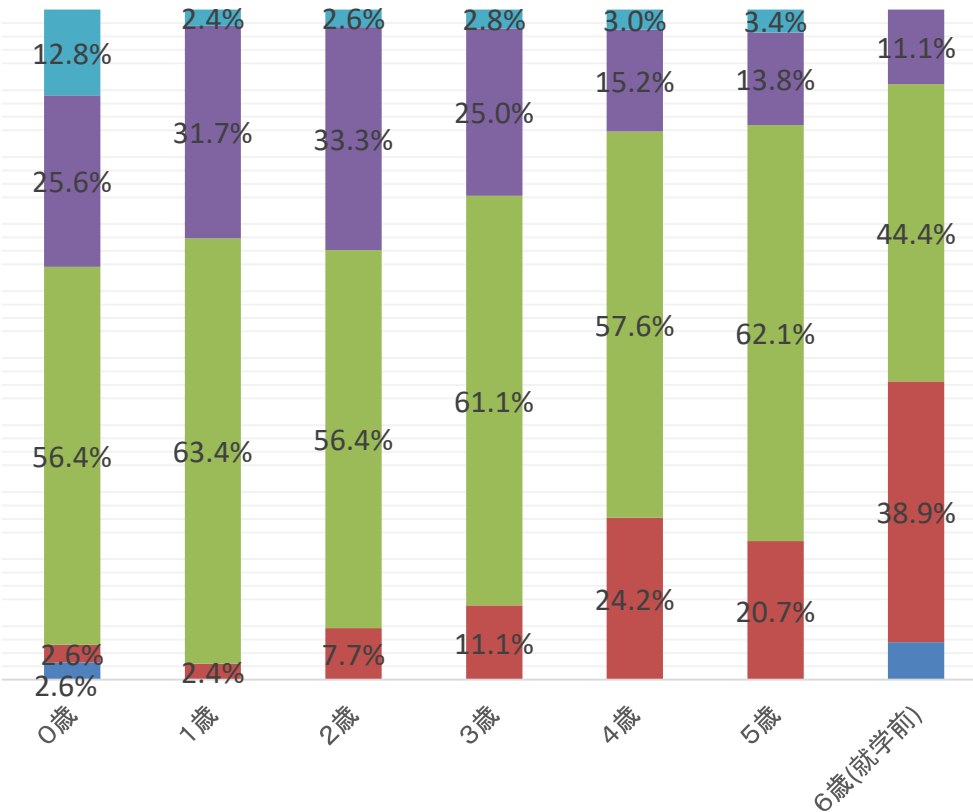
	総数	常勤	非常勤
保育従事者数	537	219 (40.8%)	318 (59.2%)
うち保育士数	263	142 (54.0%)	121 (46.0%)

※ 認可外の居宅訪問型保育事業者数：63、利用児童数：1,357人における状況

認可外の居宅訪問型保育事業者の月額利用料

- 月額利用料はどの年齢でも「3～5万円未満」の割合が高い。
- 平均利用料は年齢が低くなるほど高い傾向があり、0～3歳で4～5万円程度、3～6歳（就学前）で3～4万円程度。

月額利用料



平均月額利用料（円）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(就学前)
50,219	47,120	45,897	41,115	38,968	39,911	33,772

4～5万円程度 3～4万円程度

- 1万円未満
- 1～3万円未満
- 3～5万円未満
- 5～7万円未満
- 7万円以上

認可外保育施設の利用料

認可外保育施設 月額利用料（平成27年10月1日現在）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳 (就学前)
事業所内 保育施設	36,331円	32,266円	31,479円	27,752円	26,559円	26,641円	25,377円
ベビーホテル	53,590円	51,299円	48,908円	44,680円	42,455円	41,099円	39,991円
認可外の 居宅訪問型保育 事業	50,219円	47,120円	45,897円	41,115円	38,968円	39,911円	33,772円
その他の認可外 保育施設	49,142円	46,302円	44,540円	40,888円	38,189円	38,012円	37,486円

（出典：平成27年地域児童福祉事業等調査）

認可外保育施設に係る資格・研修受講等の基準（現行）

- 認可外の保育事業については、乳幼児の年齢に応じた保育従事者の配置数は、認可保育所と原則同じ基準。
（0歳児3：1、1・2歳児6：1、3歳児20：1、4歳以上児30：1）
- その上で、保育士等の資格保有者の割合を規定。（1日6人以上の乳幼児を保育する施設は保育士又は看護師1／3以上）
- 認可外の居宅訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児が5人以下の家庭的保育事業については、現在の児童福祉法の指導監督基準では、保育士、看護師（又は家庭的保育者）の配置が望ましい、とされている。
- 都道府県等による指導監査については、1日6人以上の乳幼児を保育する認可外保育施設は、年1回以上の監査が原則であるが、
 - ・ 1日に5人以下の乳幼児を保育する家庭的保育事業は年1回以上の監査の努力義務、
 - ・ 認可外の居宅訪問型保育事業は都道府県等が必要と判断する場合に実施、と整理。

現行の指導監督基準	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター／1人の乳幼児)	認可外の家庭的保育事業 (1日5人以下の乳幼児)	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児)
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士又は看護師の配置が望ましい (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士、看護師又は家庭的保育者の配置が望ましい (通知) 	
研修受講	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講状況の届出義務 (省令) ・ 都道府県知事等が定める者の実施する研修を5年に1回程度受講することを促す (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講状況の届出義務 (省令) ・ 都道府県知事等が定める者の実施する研修を5年に1回程度受講することを促す (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士又は看護師1／3以上 (通知)
資格・研修受講等の情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ※ 施設・サービスの内容全般について、書面による提示等がなされているか (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の掲示 (省令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制の掲示 (省令)
指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が必要と判断する場合に指導を行うこと (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り年1回以上行うよう努力すること (通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年1回以上行うことを原則とする (通知)

認可外保育施設に係る保育内容・健康管理・安全確保等の基準（現行）

- 保育内容、健康管理、安全確保、利用者への情報提供、備える帳簿等の基準については、基本的に1日6人以上の乳幼児を保育する認可外保育施設と同じ基準が適用される。
- 認可外の居宅訪問型保育事業で適合を求めることが難しい一部の項目（例：乳幼児の健康診断、施設への掲示、必要な遊具等の備え付け等）について、適用しないことができることとしている。

現行の指導監督基準	認可外の居宅訪問型保育事業 (いわゆるベビーシッター ／1人の乳幼児)	認可外の家庭的保育事業 (1日5人以下の乳幼児)	認可外保育施設 (1日6人以上の乳幼児)
保育内容	「必要な遊具、保育用品の備え付け」 「保育室の見学」は適用しないことができるが、それ以外の項目は適切な対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針を踏まえた適切な保育の実施 ・保育従事者の人間性と専門性の向上 ・乳幼児の人権への配慮 ・保護者との連絡 	等
給食	適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、適切な対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室（家庭的保育事業においては、調理設備）があり、適切な衛生管理がなされているか ・乳幼児の年齢、発達、健康状態等に配慮した食事内容 	等
健康管理 安全確保	「毎月の乳幼児の発育チェック」「乳幼児の健康診断」「医薬品等の整備」は適用しないことができるが、それ以外の項目は適切な対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健康状態の観察、発育チェック ・乳幼児の健康診断 ・職員の健康診断 ・感染症への対応 ・乳幼児突然死症候群の予防 ・安全確保（賠償責任保険加入等） 	等
利用者への 情報提供	必要なサービス内容について書面による提示等がされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・サービスに関する内容の掲示 ・契約内容の書面による交付、契約内容等の説明 	等
備える帳簿	(施設と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に関する書類等の整備 ・利用乳幼児に関する書類等の整備 	

1人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う皆様へのお知らせ

都道府県知事等への届出が必要になります！

○届出対象となる1日に保育する乳幼児の数

6人以上

改正

1人以上

これまでは1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業）を行う場合に、原則、届出が必要でしたが、平成28年4月（※1）以降は1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合に、届出が必要となります。（ただし、臨時に設置される場合等は除きます。）

※1 都道府県知事等への届出は、平成28年1月から受け付けています。

○届出先

・個人のベビーシッター

→お住まいの都道府県（※2）

・ベビーシッター事業者

→事業所が所在する都道府県（※2）

※2 指定都市・中核市の場合は、指定都市・中核市に届出してください。

なお、既に届出をしていますが、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを活用して事業を実施している方は、平成28年4月（※1）以降、利用しているマッチングサイトのURLを届け出る必要があります。



併せて

定期的に研修を受けましょう！

認可外保育施設指導監督基準に、認可外保育施設及び認可外の訪問型保育事業者は、「保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること」とされております。保護者が安心して子どもを預けられるように積極的に研修を受講し、保育従事者の質の向上に努める必要があります。

認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設は、研修の受講状況も届出事項です。

※研修の受講については、届出先の都道府県等に御相談ください。（研修の例：居宅訪問型保育研修、子育て支援員研修等）



施設→保護者への情報提供等

揭示事項

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 建物その他の設備の規模及び構造
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 事業開始年月日
 - ・ 開所時間
 - ・ 保育サービスの内容及び利用料
 - ・ 入所定員
 - ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制（予定も含む）
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ 緊急時等における対応方法
 - ・ 非常災害対策
 - ・ 虐待防止のための措置に関する事項

保護者への書面交付事項

- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 利用料
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 管理者の氏名及び住所
 - ・ 保育サービスの内容
 - ・ 入所定員
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ 苦情受付職員の氏名及び連絡先

施設→行政への届出等

届出事項・運営状況報告事項（年1回）

- 施設の名称及び所在地（※）
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地（※）
- 建物その他の設備の規模及び構造（※）
- 事業開始年月日
- 施設の管理者の氏名及び住所（※）
 - ・ 開所時間
 - ・ 保育サービスの内容及び利用料
 - ・ 保育している乳幼児数
 - ・ 入所定員
 - ・ 保育士その他の職員の配置数、勤務体制
 - ・ ベビーシッター事業者については、研修受講状況
 - ・ 契約している保険の種類、金額
 - ・ 提携医療機関名と提携内容
 - ・ マatchingサイトURL

（※がついているものは、変更届事項）

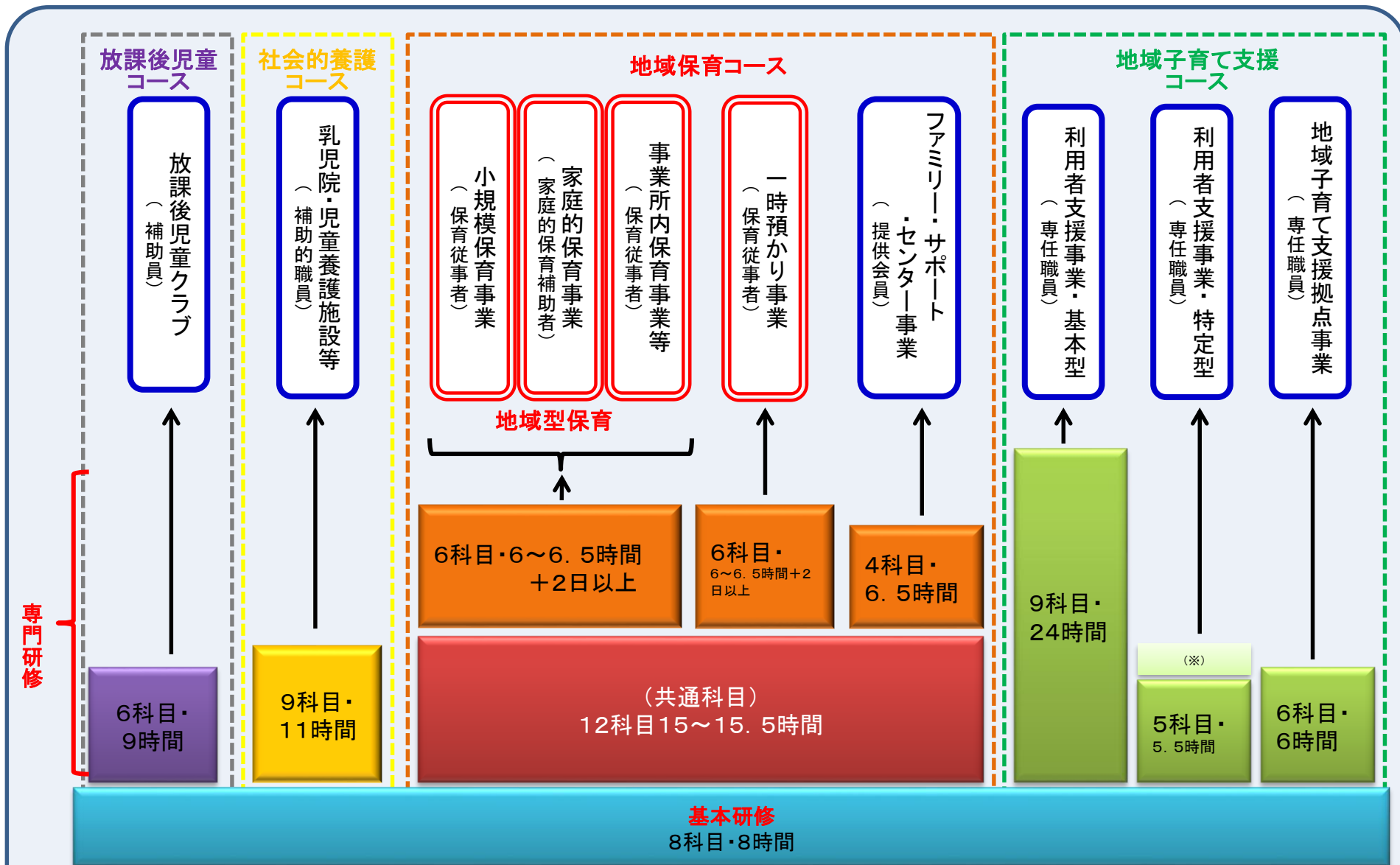
注1：運営状況報告については、全て省令事項で、これに加えて、「その他の施設の管理及び運営に関する事項」も報告することとしている。

注2：届出事項については、都道府県は市町村に通知することとされている。

注3：運営状況報告については、都道府県は市町村に通知するとともに、公表することとされている。

（表記について）○：法律規定事項
・：省令規定事項

子育て支援員の研修体系について



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

東京都のベビーシッター利用支援事業の研修要件

【従事要件】

- 1 本事業の参画事業者として認定されたベビーシッター事業者に所属していること。
- 2 「東京都居宅訪問型保育基礎研修」及び「ガイダンス研修」を修了していること。
ただし、居宅訪問型保育基礎研修については、保有する資格等に応じ、一部科目の受講を免除又は補足研修の受講をもって代えることができる。(詳細は下表のとおり)

(○:受講が必要 ー:受講免除)

※ACSA:公益社団法人全国保育サービス協会

科 目	所要時間	原則 (右の資格等に 該当しない場合)	一部受講免除 又は 補足研修受講対象							
			東京都又はACSA の居宅訪問型保育 基礎研修修了者 (※2)	ACSA ベビーシッター養成 (新任)研修+現任 研修修了者	ACSAの 認定ベビーシッター 資格保有者	子育て支援員専門 研修(地域保育コー ス)修了者(※3)	保育士	東京都内の地域型 の家庭的保育者 (※4)	看護師で一定の保 育経験を有する者 (※5)	
居宅訪問型 保育基礎 研修(全5 日間)	1 居宅訪問型保育の概要	1時間	○				○			
	2 乳幼児の生活と遊び	1時間	○							
	3 乳幼児の発達と心理	1.5時間	○							
	4 乳幼児の食事と栄養	1時間	○							
	5 小児保健Ⅰ	1時間	○							
	6 小児保健Ⅱ	1時間	○							
	7 心肺蘇生法(実技講習)	2時間	○							
	8 居宅訪問型保育の保育内容	2時間	○				○			ー
	9 居宅訪問型保育における環境整備	1時間	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	
	10 居宅訪問型保育の運営	1時間	○				○			
	11 安全の確保とリスクマネジメント	1時間	○				ー			
	12 居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項	1.5時間	○				○			
	13 居宅訪問型保育における保護者への対応	1.5時間	○				○			
	14 子ども虐待	1時間	○				ー			
	15 特別に配慮を要する子どもへの対応	1.5時間	○				○			○
	16 実践演習Ⅰ 保育技術(お世話編)	1~2日	○				○			○
	17 実践演習Ⅱ 保育技術(遊び編)		○				○			○
ガイダンス研修(事業の説明) ※11月以降、実施予定	1~2時間	○	○	○	○	○	○	○	○	
補足研修(※1) ※11月以降、実施予定	半日~1日	ー	ー	ー	○(※6)	ー	○	○	○	

(※1)補足研修は、基礎研修のうち、居宅訪問型保育に特化した1、8、9、10の4科目を半日から1日に集約して実施。他に受講を希望する科目があれば、科目ごとに受講することも可。

(※2)基礎研修は、平成27年度以降、東京都又は公益社団法人全国保育サービス協会が実施したものに限り。

(※3)子育て支援員研修は、東京都が実施するものに限らず対象とする。

(※4)東京都が実施する家庭的保育者研修を修了し、区市町村が認定した地域型の家庭的保育者(退職者を含む。)を指す。

(※5)「一定の保育経験」とは、子ども・子育て支援新制度における保育所、認定こども園及び地域型保育事業での乳幼児の保育経験を指す。

(※6)公益社団法人全国保育サービス協会の認定ベビーシッター資格保有者のうち、現在ベビーシッターとして活動している者は、補足研修の受講を免除する。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン適合状況調査サイトについて

子どもの預かりサービスに関するマッチングサイトを運営する事業者について、国が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に適合しているかどうかを調査し、調査結果を公表等することにより、マッチングサイト運営事業者に対して、ガイドラインの遵守を促すことを目的とした事業を平成27年度から実施。

(URL : <https://matching-site-guideline.jp/>)

【調査サイト画面】

子どもの預かりサービスのマッチングサイトのガイドライン適合状況調査サイト
ガイドライン適合状況調査サイト

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 子どもの預かりサービスの
マッチングサイトに係るガイドライン

当サイトは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の委託事業として実施しているものです。

ガイドラインとは 適合状況一覧 子どもの預かりサービス
関連情報 お知らせ 更新情報 お問い合わせ

…… 子どもの預かりサービスのマッチングサイトをお探しの方 ……

子どもを預ける前に必ず **チェック**✓

ベビーシッターなどを利用する時の留意点 (厚生労働省)

このサイトについて

ガイドライン適合状況調査サイト（以下、本サイト）は、平成30年度の厚生労働省委託事業としてビットクルー株式会社が運営しています。本サイトは、子どもの預かりサービスのマッチングサイト（以下、マッチングサイト）が、厚生労働省が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に適合しているかの状況を調査し、調査結果を公表等することで、マッチングサイト運営者に対して、ガイドラインの遵守を促すことを目的としています。

子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドラインとは

子どもの預かりサービスのマッチングサイト一覧へ ▶

【マッチングサイト一覧】

※掲載に合意したサイト運営事業者のみ掲載している。

No.	サイト名
1	KIDSLINE（キッズライン）
2	ケアファインダー
3	ベビーシッターCRADLE（クレイドル）
4	imom.jp（アイマムドットジェーピー）
5	Child forest（チャイルドフォレスト）
6	comorinet（コモリネット）
7	安心保育予約サイト『子ごころ』
8	保育ママ.com
9	ANYTIMES（エニタイムズ）
10	SERUSAPO（セルサポ）
11	Sitters Bird（シッターズバード）
12	withB（ウィズビー）
13	にこまち
14	KIDSNA（キズナシッター）
15	オムニシッター
16	mamacoco（ママココ）

◆ ガイドラインの目的

マッチングサイトでやりとりされる情報の真偽や内容が児童福祉の観点から重要な意味を持つ場合があることから、マッチングサイト運営者が遵守すべきガイドラインを作成することにより、安全かつ安心な保育が行われることを目的とする。

◆ マッチングサイト運営者が遵守すべき事項

- ・ 保育者のマッチングサイトへの登録について
都道府県知事等への届出を行った者に限る。登録の受付の際に証明書類等の提出を求め、定期的な研修の受講状況を確認する。
- ・ 複数登録の禁止について
1人の保育者が1つのマッチングサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること。
- ・ 相談窓口の設置について
保育者及び保護者双方から相談を受ける窓口を設けること。
- ・ トラブル解決のための措置について
保育者と保護者との間でトラブルが生じた場合は、当該トラブルの解決のための措置を講ずること。

◆ マッチングサイトの利用規約に定めるべき事項

マッチングサイトを利用するに当たって保育者が遵守すべき以下の事項について利用規約として定めることが適当。遵守していない保育者を発見した場合は、当該保育者の以後の利用を禁ずることが適当。

- ・ 事前の面接について
保育者は、保護者と事前に面接を行うこと。
- ・ 身分証明書及び都道府県知事等への届出を証明するものの提示について
保育者は、氏名、住所、連絡先を保護者に伝えるとともに、身分証明書及び都道府県知事等への届出証明書類を保護者に示すこと。
- ・ 事前の保育場所の見学等について
保育者は、乳幼児の自宅とは別の場所で保育する場合は、事前に保育場所を見学等させること。
- ・ 保育士証等の提示について
保育者は、保育者や認定ベビーシッター等の資格を持っている場合は、保育士証等を保護者に提示すること。
- ・ 研修の受講状況について
保育者は、研修の受講状況等を保護者に示すこと。
- ・ 保険への加入について
保育者、賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。
- ・ 預かっている間の乳幼児の様子報告について
保育者は、預かっている間も利用者の求めに応じて、乳幼児の様子を電話やメールで伝えること。
- ・ 緊急事態への対応について
保育者は、緊急事態が生じた際に、保護者にすぐ連絡するとともに、救急車を呼ぶなど適切な対応をとること。
- ・ 乳幼児の引き渡し時の報告について
保育者は、乳幼児の引き渡しをする際、保育の内容や預かっている間の子どもの様子を書面等により報告すること。

子ども・子育て ベビーシッターなどを利用する ときの留意点

[ベビーシッターなどを利用される場合には、以下の点にご確認ください。](#)

[1人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う場合の届出について](#)

[公益社団法人全国保育サービス協会について](#)

[（参考）保育施設を利用するときの留意点についてはこちらをご覧ください。](#)

ベビーシッターなどを利用される場合には、以下の点にご確認ください。

1. まずは情報収集を

保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報収集しましょう。情報収集にあたっては、市町村の情報や [公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリスト](#) などを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

2. 事前に面接を

実際に子どもをベビーシッターに預ける前に、インターネットの情報だけに頼りにするのではなく、必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。

4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

5. 登録証の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター（※）の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。
※「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、[全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイト](#) を参照してください。

6. 保険の確認を

万が一の事故に備えて、保険に加入しているか確認しましょう。

7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。

8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者等にすぐ相談しましょう。

[ページの先頭へ戻る](#)

1人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う場合の届出について

平成28年4月以降は1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合に、届出が必要となります。（ただし、臨時に設置される場合等は除きます。）

 [1人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う場合の届出について \[PDF形式:118KB\]](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

公益社団法人全国保育サービス協会について

公益社団法人全国保育サービス協会は、居宅での保育の質の維持と向上を図るために活動しており、ベビーシッターに関する研修や資格認定（認定ベビーシッター）など質の維持向上に取り組んでいる団体です。

[公益社団法人全国保育サービス協会のHPリンク先](#)

[「認定ベビーシッター」について](#)

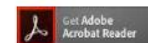
[「ベビーシッター利用ガイド」](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

（参考）保育施設を利用するときの留意点についてはこちらをご覧ください。

[よい保育施設の選び方](#)

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表①

(平成30年5月28日付公表資料 抜粋)

事故報告概要

教育・保育施設等（*）において発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の期間内に事故報告（第1報）のあったものを集計した。

* 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・幼稚園
- ・認可保育所
- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業（認可）
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・認可外保育施設（企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
- ・認可外の居宅訪問型保育事業

	認定こども園・幼稚園・ 保育所等	放課後児童 クラブ	合計	割合
負傷等	872	362	1234	99.4%
（うち意識不明）	（9）	（0）	（9）	（負傷等の 0.7%）
（うち骨折）	（698）	（332）	（1030）	（負傷等の 83.5%）
（うち火傷）	（5）	（0）	（5）	（負傷等の 0.4%）
（うちその他）	（160）	（30）	（190）	（負傷等の 15.4%）
死亡	8	0	8	0.6%
事故報告件数	880	362	1242	100%

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表②

(平成30年5月28日付公表資料 抜粋)

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等				死亡	計	(参考) 施設・事業者数(時点)
	意識不明	骨折	火傷	その他			
幼保連携型認定こども園	72	0	54	0	18	1	73 3,618 か所(H29.4.1)
幼稚園型認定こども園	7	0	5	0	2	0	7 807 か所(H29.4.1)
保育所型認定こども園	10	0	9	0	1	0	10 592 か所(H29.4.1)
地方裁量型認定こども園	1	0	1	0	0	0	1 64 か所(H29.4.1)
幼稚園	24	0	21	0	3	0	24 5,596 か所(H29.4.1)
認可保育所	727	7	587	4	129	2	729 23,410 か所(H29.4.1)
小規模保育事業	6	0	5	1	0	0	6 3,494 か所(H29.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0 926 か所(H29.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0 12 か所(H29.4.1)
事業所内保育事業(認可)	1	0	0	0	1	0	1 461 か所(H29.4.1)
一時預かり事業	2	0	0	0	2	0	2 9,494 か所(H28 実績)
病児保育事業	0	0	0	0	0	1	1 2,572 か所(H28 実績)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	5	0	5	0	0	0	5 833 か所(市区町村) (H28 実績)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0 ショートステイ 764 か所 トワイライトステイ 386 か所 (H28 交付決定)
放課後児童クラブ	362	0	332	0	30	0	362 24,573 か所 (H29.5.1)
企業主導型保育施設	2	0	2	0	0	0	2 企業主導型保育施設 694 か所(H29.12.31)
地方単独保育施設	8	0	5	0	3	0	8 認可外保育施設 6,923 か所
その他の認可外保育施設	7	2	4	0	1	4	11 事業所内保育施設 4,561 か所 (H28.3.31)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0 80 か所(H28.3.31)
計	1234	9	1030	5	190	8	1242

② 年齢別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後児童 クラブ等	計
幼保連携型認定こども園	0 (0)	4 (0)	2 (0)	10 (0)	21 (0)	19 (0)	17 (1)	-	73 (1)
幼稚園型認定こども園	-	-	-	0	4	3	0	-	7
保育所型認定こども園	1	2	1	1	2	2	1	-	10
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	0	0	1	-	1
幼稚園	-	-	-	2	4	12	6	-	24
認可保育所	4 (0)	31 (1)	58 (0)	96 (0)	170 (1)	250 (0)	120 (0)	-	729 (2)
小規模保育事業	0	2	4	0	0	0	0	-	6
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	1	0	0	0	-	1
一時預かり事業	0	0	1	0	1	0	0	-	2
病児保育事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	-	1 (1)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	1	2	1	0	0	1	5
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	-	-	-	-	-	-	-	362	362
企業主導型保育施設	0	0	1	1	0	0	0	-	2
地方単独保育施設	0	1	1	1	2	3	0	-	8
その他の認可外保育施設	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	-	11 (4)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	-	0
計	7 (2)	41 (2)	70 (1)	114 (0)	209 (2)	291 (0)	147 (1)	363 (0)	1242 (8)

※ 地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設定や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

※ 「意識不明」は、事故に遭った際に意識不明になったもの(平成27年は、その後、意識不明の状態が回復したものも含む。)

※ 「骨折」には、切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものが含まれる。

※ 「その他」には、指の切断、唇、歯の裂傷等が含まれる。

参考: 認可保育所 2,116,341人(平成29年4月1日現在)

認可外保育施設 177,877人、事業所内保育施設 73,660人(平成28年3月31日現在)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表③

(平成30年5月28日付公表資料 抜粋)

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	37 (1)	26 (0)	10 (0)	0 (0)	73 (1)
幼稚園型認定こども園	3	4	0	0	7
保育所型認定こども園	6	4	0	0	10
地方裁量型認定こども園	1	0	0	0	1
幼稚園	10	13	1	0	24
認可保育所	305 (1)	337 (1)	87 (0)	0 (0)	729 (2)
小規模保育事業	4	2	0	0	6
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	1	0	0	0	1
一時預かり事業	1	1	0	0	2
病児保育事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	2	2	1	0	5
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	117	202	43	0	362
企業主導型保育施設	0	1	1	0	2
地方単独保育施設	5	0	3	0	8
その他の認可外保育施設	7 (4)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	11 (4)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	500 (7)	592 (1)	150 (0)	0 (0)	1242 (8)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

④ 死亡事故における主な死因

*平成29年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	病児保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
SIDS	0	0	0	0	0
窒息	0	0	0	0	0
病死	0	1	0	1	2
溺死	0	0	0	0	0
その他	2	0	1	3	6
合計	2	1	1	4	8

※ 「その他」は、原因が不明なもの等を分類

⑤ 死亡事故発生時の状況

*平成29年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	幼保連携型 認定こども園	病児保育事業	その他の認可外 保育施設	合計
睡眠中	1	0	0	4	5
プール活動・ 水遊び	1	0	0	0	1
食事中	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	2
合計	2	1	1	4	8

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表④

(平成30年5月28日付公表資料 抜粋)

(参考：これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

[注意事項：各年区分について]

※集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成16年から20年：4月から3月まで
- ・平成21年：4月から12月まで（平成21年1～3月発生分は平成20年分として集計）
- ・平成22年から26年：1月から12月まで
- ・平成27年：認可保育所、認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）は1月から12月まで
幼保連携型認定こども園、小規模保育事業は4月から12月まで
※ 認定こども園としては、平成27年度から調査を実施
- ・平成28年から：1月から12月まで

○ 死亡事故の報告件数

	幼保連携型認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業	病児保育事業	認可外保育施設	合計
H16	-	7件	-	-	-	7件	14件
H17	-	3件	-	-	-	11件	14件
H18	-	5件	-	-	-	8件	13件
H19	-	3件	-	-	-	12件	15件
H20	-	4件	-	-	-	7件	11件
H21	-	6件	-	-	-	6件	12件
H22	-	5件	-	-	-	8件	13件
H23	-	2件	-	-	-	12件	14件
H24	-	6件	-	-	-	12件	18件
H25	-	4件	-	-	-	15件	19件
H26	-	5件	-	-	-	12件	17件
H27	1件	2件	1件	0件	0件	10件	14件
H28	0件	5件	0件	1件	0件	7件	13件
H29	1件	2件	0件	0件	1件	4件	8件
合計	2件	59件	1件	1件	1件	131件	195件

◎特定教育・保育施設等指導指針（抄）

- ※ 特定教育・保育施設等とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。

3 指導形態等

指導等は、次の形態を基本としつつ、各市町村の実情に応じて実施する。

(1) 集団指導

集団指導は、市町村が、特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、広域利用が行われている特定教育・保育施設等については、確認の権限を有する施設所在地市町村が代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮すること。

(2) 実地指導

市町村は、特定教育・保育施設等に対して、質問等を行うとともに、必要と認める場合、内閣府令等の遵守に関して、各種指導等を行う。

なお、広域利用が行われている特定教育・保育施設等については、確認の権限を有する施設所在地市町村が代表して実施することを基本としつつ、必要に応じて、当該施設に対して施設型給付費等を支給する他の市町村と共同して実施するなど、効率的かつ効果的な実施に配慮すること。

◎ 特定教育・保育施設等指導指針（抄）

4 指導対象の選定

指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② ①の集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

- ① 全ての特定教育・保育施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。実施頻度については、地域の特定教育・保育施設等の内閣府令等の遵守状況、集団指導の状況、都道府県等が行う認可等に関する事務の状況、市町村の実施体制等を勘案して、各市町村が周辺市町村及び都道府県と相談しつつ検討する。
- ② その他特に市町村が実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

6 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、直ちに「特定教育・保育施設監査指針」に定めるところにより監査を行うこととする。

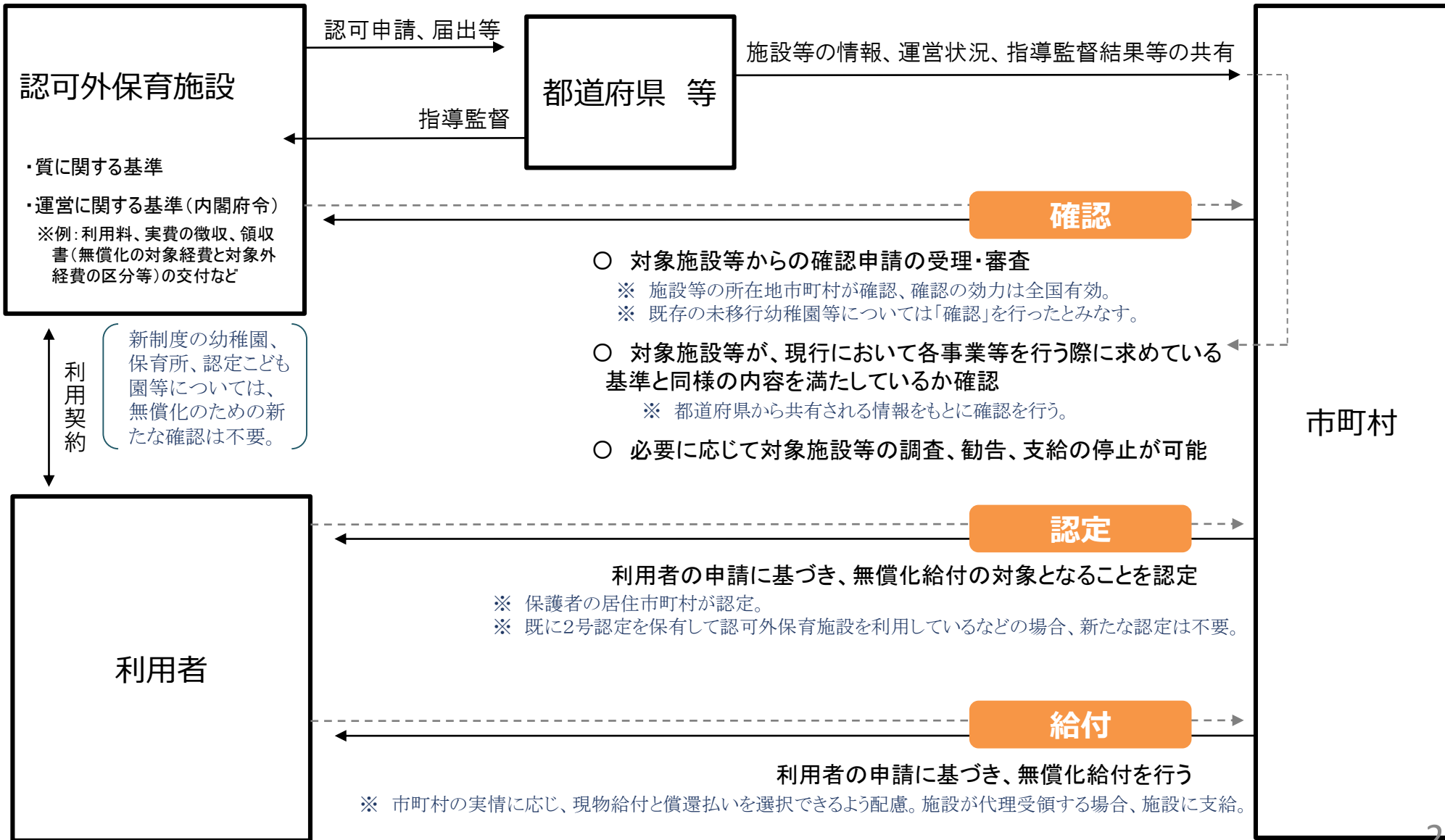
- ① 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- ② 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

7 都道府県への情報提供

市町村は、都道府県等に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要について情報提供を行う。

幼児教育・保育の無償化の実施に伴う主な事務（イメージ）

- 現行の子どものための教育・保育給付での事務をベースとしつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、「無償化給付」の支給に係る対象施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象施設等の「確認」に関する事務は以下のとおり。

1. 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

2. 対象施設等に求める基準について

- ①（１）認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
…学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- （２）認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
…内閣府令で定める基準を適用
- 認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は現行の地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定めることを想定している。
- 対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について②

2. 対象施設等に求める基準について(続き)

② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準

※ 対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要とする。

○ 対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。

※ 現行の子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

- ・ 教育・保育等の提供の記録
 - ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
 - ・ 領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付
 - ・ 秘密保持
 - ・ 諸記録の整備
- 等

3. 「確認」に関する事務について

○ こうした「確認」に関して、市町村が行う事務としては、現行の子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。

- ・ 対象施設等からの確認申請の受理・審査(変更・辞退を含む。)、公示
- ・ 必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督(勧告、命令、取消等)

○ できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、工夫することが可能である。

- ・ 既存の未移行幼稚園、特別支援学校等については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす(改正法附則第3条)。
- ・ 例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する(第58条の12)。
- ・ 自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

認可外保育施設に関する情報共有のためのシステム

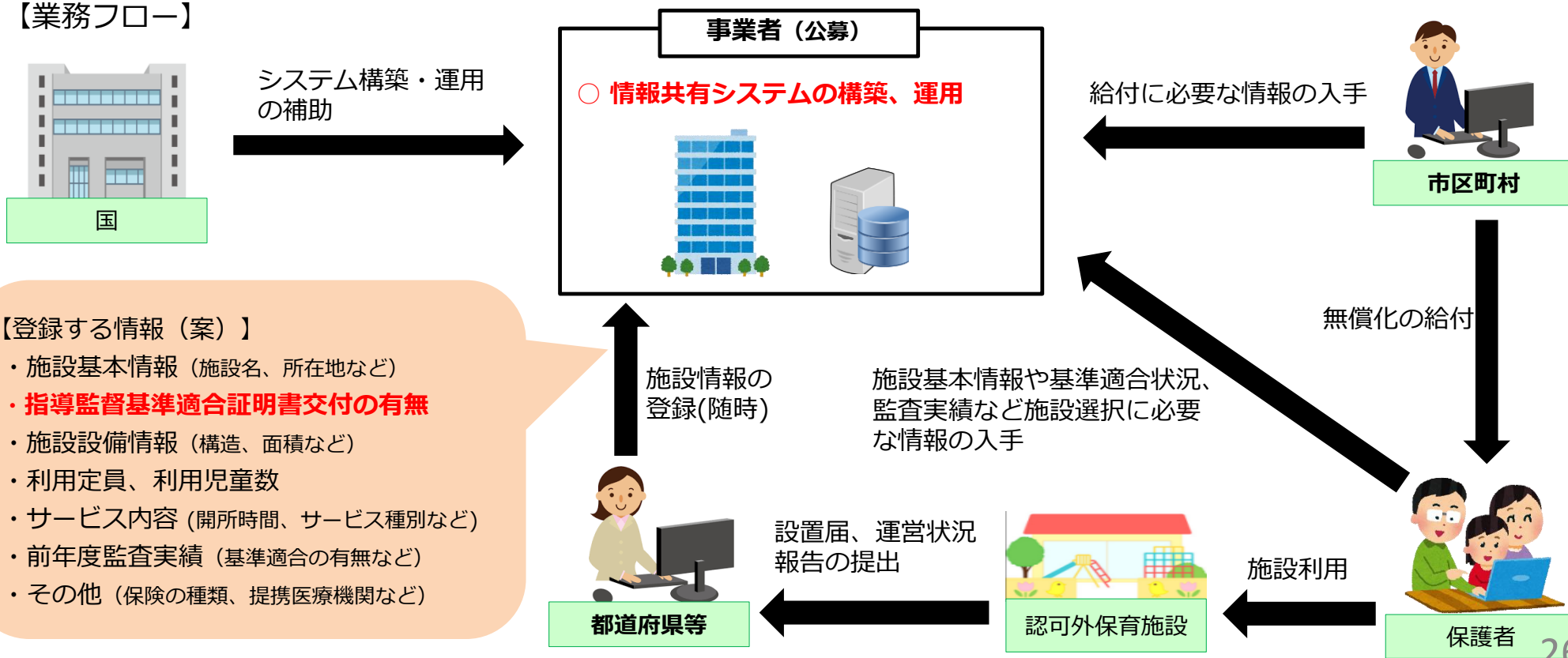
【目的】

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、償還払いの給付事務に必要な認可外保育施設の情報について、自治体の圏域を超えて確認可能なシステムを構築し、適正かつ円滑な事務の実施を図る。また、このシステムを活用して、保護者の方が、指導監督基準の適合状況など、施設選択に資する情報を閲覧可能とする。

【構築方法】

内閣府所管の「子ども・子育て支援全国総合システム」のうち「特定教育・保育施設等データ管理システム」が、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、保護者の施設の利用に資するよう、各施設の情報公表を行うことを目的に外部システムへ移管することに合わせ、認可外保育施設に関する情報共有システムを当該システムに追加する。

【業務フロー】



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

本事業については、平成27年度より、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

○相互援助活動の例

- ・保育施設等までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。

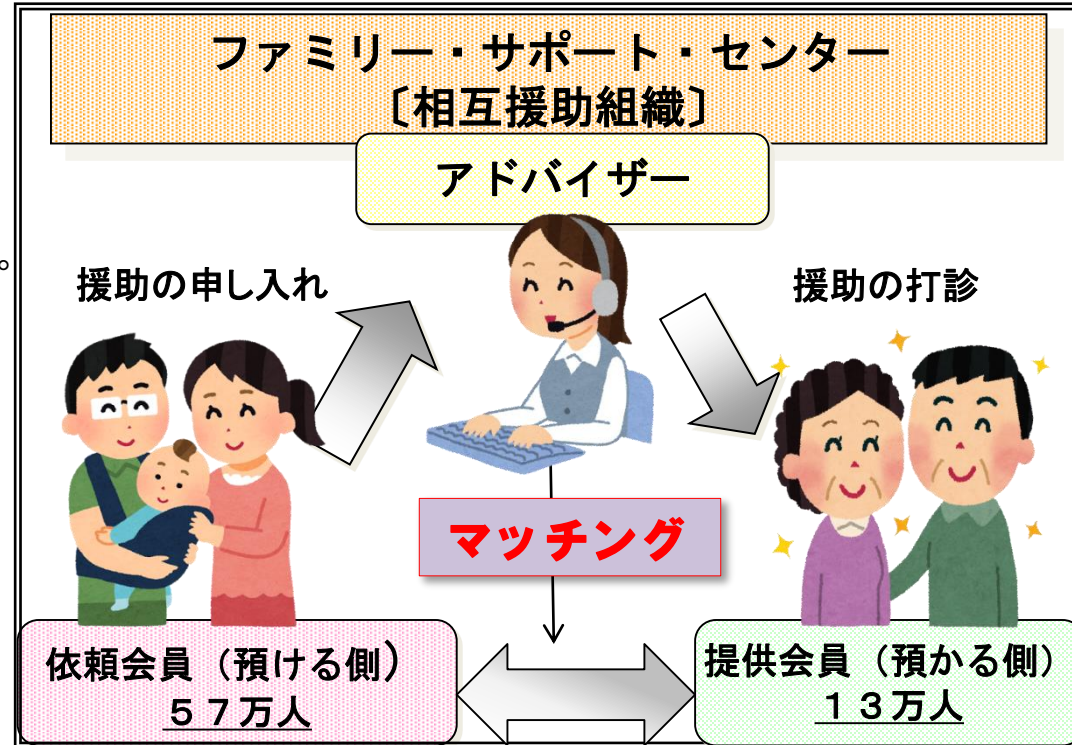
○実施市区町村 平成29年度 863市区町村

○提供会員への講習

- ・AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習
- ・事故防止に関する講習(安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等)

について必ず実施。

また、参考として以下に示す項目、時間を概ね満たした講習を修了した会員が活動を行うことが望ましい。



講座項目	講師	時間(目安)	講座項目	講師	時間(目安)
1 保育の心	保育士・保健師	2時間	6 子どもの世話	保健師・保育士	2時間
2 心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間	7 子どもの遊び	保育士	2時間
3 身体の発育と病気	小児科医	2時間	8 子どもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等	3時間
4 小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間	9 事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センターアドバイザー等	3時間
5 安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間	合計		24時間